



市議会 だより

- ・臨時会 定例会の主な審議事項
- ・佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会報告
- ・一般質問 ココが聞きたい
- ・緊急質問
- ・請願陳情の処理状況・要望意見に対する市の対応状況
- ・常任委員会行政視察報告
- ・議案等審議結果一覧

18 16 14 13 4 3 2



9月定例会

第62号



姉妹都市 国分寺市と
佐渡市との初めての
議会交流会を行いました

8月9日開催 第5回(8月)臨時会の主な審議事項

- 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度佐渡市一般会計補正予算(第6号)について)
本年6月に発生した梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧費に伴う経費の予算補正を7月8日付で専決処分したことについて議会の承認を求めたもので、全会一致で可決されました。
- 財産の無償譲渡について(伝統文化と環境福祉の専門学校)
学校法人新潟総合学院が運営していた伝統文化と環境福祉の専門学校がNSGグループ内の学校法人国際総合学園に譲渡されたことに伴い、事業譲渡先に専門学校として使用している施設を無償譲渡することについて審査され、全会一致で可決されました。
なお、産業建設常任委員会から意見が付けられました。(15ページ参照)

9月6日～9月27日開催 第6回(9月)定例会

条例案6件、予算案9件(うち1件は修正可決)、その他の議案3件を可決

主な議題と所管の委員会での審査経過は次のとおりです。

総務文教常任委員会

- 議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)について
本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算に、8億9323万6000円を追加するものであるが、審査の中で学校給食センター調理・配送等の業務を民間へ委託する為の委託料(債務負担行為補正)9億4050万円を提案してきたため、関係者への説明及び合意もないまま唐突に事業者の公募を行ったのは誠に遺憾であると意見を付け、債務負担行為補正のうち、学校給食センター調理・配送等業務委託料を削除し修正可決したものである。

市民厚生常任委員会

今議会中に審査や調査の中で注視された案件は主に次のものであった。議案に関するものは、市入浴施設のあり方検討会にかかる予算が計画書も要綱もなく計上されていた件で、これには意見を付し、閉会中の審査対象とした。また再資源化できる小型家電等の動向が変わり処分費用が新たに1千万円弱発生する現状があり、今後新たなゴミ処理対策が必要である件。議案以外では、待鶴荘介護報酬不正請求検証結果報告の件、新両津病院建設予定地の予算凍結解除を巡り時期尚早である件も慎重に議論した。所管事務調査では、出生数激減と産科の維持対策、外国人人材受入れ体制について。また幼児教育無償化制度は、来年度以降市の負担が増大される見込みであり注視していく。

産業建設常任委員会

- 議案第84号 財産の無償貸付について(佐渡市栽培漁業センター)
長年使用していなかった真野地区にある佐渡市栽培漁業センターを令和7年度末まで民間企業に無償で貸付け、ナマコの種苗生産(卵を産ませ、3cm程まで育てる)をする契約議案である。ナマコの取引価格が高騰している中、ナマコの種苗生産が佐渡の漁業再生のきっかけになることを期待している。
- 議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)、地域の活力再生事業について
地域課題を解決するため、地域おこし協力隊等を活用する事業で、協力隊の募集を集落のみとせず他課と連携し、幅広い分野で募集を行うよう意見を付した。



佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会報告

佐渡市議会初 議員発議による新規条例案を可決 議員の身分を自ら戒める「政治倫理条例」を制定しました

令和元年6月定例会において発足した佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会は、9月定例会最終日に報告を行いました。

1 審査の概要と結果

本委員会は、主に地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に関する事項を中心に、政治倫理の観点から議論を進めたものである。

議員は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として活動することが求められている。地方自治法には議員の身分に関わる様々な取り決めが定められている。法律を遵守することは議員として当然であるが、法に照らし合わせて疑義を持たれる恐れのある行為や倫理に反すると思われる行為は自らの判断で慎むべきである。

議員が佐渡市と政策的に密接な関係にある組織や団体、あるいは佐渡市から補助金等の交付を受けている団体の役員等を兼業することは、地方自治法において規定する議員の兼業禁止に抵触せずとも、議員は議会の審議、議決を通じて佐渡市の事務や事業に影響力を持つため、直接的利害を持つことを禁止すべきである。市民に不信や疑惑の念を生じさせることは、市議会議員として好ましい姿ではない。

よって、議員自らがその役割と責務を自覚するとともに研鑽を積み、政治倫理の向上に努め、議会の公正な運営を確保するために、佐渡市議会議員政治倫理条例を制定するものとした。本条例案は特別委員会で全会一致により了承され、委員会提出議案として本9月定例会においても全会一致で可決された。併せて、佐渡市議会議員政治倫理条例施行規則を制定するとともに、条例施行に関し、その指針を定めるものとした。

2 政治倫理基準

議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に人格の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関して、法人その他団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取扱いを措置すること。
- (4) 議員が行う寄附及び挨拶状の頒布について公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定を遵守すること。
- (5) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約に関して特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 市の職員(臨時職員等を含む。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。

3 補助等を受けている団体の長への就任

- (1) 議員は、市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長及びその職を代理する者に就任しないこと。
- (2) 議員は、やむを得ない事情により、前項に規定する団体の代表者等に就任しようとするときは、速やかに議長にその旨を届け出なくてはならない。この場合において、団体の代表者等を辞任しようとするときも同様とする。
- (3) 団体の代表者及びその職を代理する者に就任すべきでない団体、組織等は次に掲げるものとする。なお、これらに準ずるものも同様とする。

文化財団、観光交流機構、スポーツ協会、社会福祉関係団体、社会教育関係団体、農業公社、土地改良区、PTA、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合

- (4) 法に特段の定めのある場合を除き、議員は原則として執行部の附属機関の委員とはならない。
- (5) 議員は、地域の区長及び市政事務嘱託員にはならないものとする。